

各府省等における中間評価、事後評価の実施の定着 を踏まえた今後の調査方針について

《背景》

- 平成 15 年度以降実施してきた府省等における中間評価の実施状況調査の結果、3 年程度を目安とした中間評価の実施は定着したものと見られる
- 平成 18 年度に実施した事後評価の実施状況調査の結果、事後評価も適切に行われている。

《大綱的指針等における関連記述》

- (1) 国の研究開発評価に関する大綱的指針（抜粋）
「追跡評価については、その実施状況にかんがみ、今後、その一層の定着・充実を図ることとする。」
- (2) 分野別推進戦略（抜粋）
「政策課題対応型研究開発については・・・資源の配分や研究開発の現場においても、分野別推進戦略で示した目標の効率的な実現に向け、適切なマネジメントがなされることを期待する」
- (3) イノベーション創出総合戦略（抜粋）
「分野別推進戦略の下で集中投資を図る戦略重点科学技術は、大きな社会的・経済的価値実現を目指すものであり、イノベーションを起こすべき中核的な領域。戦略重点科学技術について、イノベーションの源から結実まで一貫した研究開発の推進や・・・(以下略)」

《今後の調査方針案》

- (1) 分野別推進戦略に示した目標を達成し、研究開発によるイノベーションの創出を実現していくためには、研究開発の成果を店ざらしにせず、府省を超えて研究開発の成果を活用（受け渡し）していくことが重要であり、このためには各府省等における追跡評価の実施による検証が有効
- (2) 現段階では追跡評価の実施は未だ低調と見られるため、中間評価等の実施状況調査に加え、まずは、各府省等における追跡評価の実施状況（実施件数）を調査し、優れた取組を公表することにより、追跡評価の適切な実施の拡大・定着を図ることが適当